

平成23年9月1日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

## 損保ジャパン—ハイトマン・グローバルREITファンド 信託終了（繰上償還）＜予定＞のお知らせ

拝啓 平素は、弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「損保ジャパン—ハイトマン・グローバルREITファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託期間中ではございますが、下記の日程にて信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただくことを予定しております。

当ファンドは平成19年9月より運用を開始しましたが、受益権の口数が信託約款で定める口数を下回っており、今後、受益権口数の大幅な増加も見込めず、運用方針に則った運用の継続が困難であるため、信託約款第41条に基づき、平成23年11月15日をもって信託を終了（繰上償還）する予定です。

何卒、この信託終了（繰上償還）の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 手続き日程

- |  |
|--|
| ①新聞公告日 平成23年9月1日                                     |
| ②異議申立期間 平成23年9月1日～平成23年10月5日                         |
| ③異議申立口数集計日 平成23年10月6日 ※信託終了(繰上償還)決定の場合には下記の手続きとなります。 |
| ④買取請求期間 平成23年10月20日～平成23年11月8日                       |
| ⑤信託終了日（繰上償還日） 平成23年11月15日                            |

- ・公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、書面により、当ファンドの信託終了（繰上償還）に関する異議を申立てることができます。詳細は後記「2. 異議申立ての方法」をご参照ください。
- ・当ファンドの信託終了（繰上償還）は、異議お申立ての受益者の合計口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときに行います。二分の一を超えた場合は、信託終了（繰上償還）は行いません。なお、信託終了（繰上償還）を行わない場合は、その旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。
- ・信託終了（繰上償還）が行われた場合、異議を申立てた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。詳細は、後記「3. 異議お申立ての受益者の買取請求手続について」をご参照ください。
- ・信託終了（繰上償還）が行われる場合、信託終了日（繰上償還日）は平成23年11月15日の予定です。

### 2. 異議申立ての方法

予定しております信託終了（繰上償還）に対し異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入のうえ、平成23年10月5日までに以下の宛先（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社）まで、異議をお申立てください（平成23年10月5日弊社必着）。

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

(1) 宛先

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル  
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品企画部

(2) ご記入いただく内容

①ファンド名（損保ジャパン—ハイトマン・グローバルREITファンド） ②住所 ③氏名（記名・販売会社のお届け印捺印） ④電話番号（日中連絡先）⑤平成23年9月1日現在の保有口数 ○○○口 ⑥取扱販売会社、取引店名、口座番号※ ⑦信託終了（繰上償還）について反対する旨

※当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入ください。

[留意事項]

- ・上記の記入内容に不備等がある場合には、異議のお申立てを受付できない場合があります。
- ・異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際に必要がある場合には、ご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

3. 異議お申立ての受益者の買取請求手続について

信託終了（繰上償還）を行う場合には、異議をお申立てされた受益者は、平成23年10月20日から平成23年11月8日までの間に、自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して、投資信託財産による買取りを請求することができます。

ただし、信託の終了（繰上償還）に異議をお申立てされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。

買取請求は、信託終了（繰上償還）に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

買取りの価額は、信託終了（繰上償還）がなければ当該受益権が有すべき公正な価額（受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）を控除した額）となります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。なお、当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。また、上記のとおり手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

また異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託終了（繰上償還）に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては通常通り、ご解約のお申込みを受付けます。

なお、買取請求を行った受益権については、解約のお申し込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部  
電話番号 03-5290-3519（受付時間 営業日の午前9時～午後5時）

個人情報の取扱いについて

異議申立てに際して、委託会社、販売会社および受託銀行にご提出いただいた個人情報は信託終了（繰上償還）にかかる異議申立ての受益権口数の管理および買取請求の手続きを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は個人情報保護方針にしたがって管理されます。

以上